

●規程改正の概要

要 旨	雇用保険法の一部改正に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程の一部改正（規程第23号）</p> <p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年3月、雇用保険法等の一部を改正する法律が公布され、高年齢者の雇用を一層促進するため、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とすること等とされた（平成29年1月1日施行） ○ 機構職員が退職後失業している場合には、雇用保険法による失業等給付程度の給付を保障する必要があるため、退職手当の額が、雇用保険法の適用を受けていたとしたならば支給された失業給付の額を下回っている場合に、退職手当としてその差額を支給している。（失業者の退職手当） ○ このため、失業者の退職手当について雇用保険法と同様の改正を行う必要がある。 <p>2 規程改正の内容</p> <p>(1) 雇用保険法の改正に合わせ、65歳以降に新たに機構職員となった者についても、規程の適用の対象とする。</p> <p>(2) これまで65歳以上の職員に対しては、雇用保険法に規定する移転費や広域求職活動費等に相当する額を失業者の退職手当の支給対象としていなかったが、雇用保険法の改正に合わせ、新たに65歳以上の機構職員に対しても、雇用保険法に規定する移転費や求職活動支援費等に相当する額を失業者の退職手当の支給対象とする。</p> <p>※ 求職活動支援費：公共職業安定所の紹介により、広範囲の地域にわたる求職活動をする場合に支給される交通費等</p>
施行期日	平成29年1月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程 新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第12条 略 一～八 略 2～4 略</p> <p>5 <u>退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。</u></p> <p>6 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第17条 略 2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と <u>みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者</u> に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第12条 略 一～八 略 2～4 略</p> <p>5 <u>次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、次に定める額とする。</u> <u>退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの</u> <u>第一項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>6 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第17条 略 2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもの</u>のうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金</p>

額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 略

二 その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と

みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又

額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 略

二 その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又

は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一～五 略

六 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12～14 略

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

一～五 略

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12～14 略

15 第11項の規定は、第7項

又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これら の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略